

令和5年5月19日

関係各位

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

## 介護保険サービスを併給する障害福祉サービス利用者に対する 障害福祉サービス支給量の計算方法の変更について

日頃は、本市の障害福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、障害福祉サービス利用者のうち、介護保険サービスを併せて利用している方（以下「対象者」という。）に対する居宅介護等の支給量の算出については、必要量から介護保険の訪問介護利用分を差し引いて求める必要がありますが、訪問介護利用分の計算については、計算方法が一部統一されておらず、計算結果に差異が生じることがありました。こうした状況を考慮し、今般、下記のとおり、計算方法を簡略化するとともに統一を図ることとしましたのであらためてお知らせいたします。

### 記

#### 1 変更内容

対象者に対する支給量の算出について、当該対象者の介護保険における訪問介護で利用可能な単位数から、「換算単位」を用いて訪問介護利用分の時間数を算出し、必要量から当該時間数を差し引いた時間数を、障害福祉サービスの居宅介護等の支給量として決定します。また、これまで行っていた、介護保険サービスによる提供時間を一月当たり5週あるものとみなす換算（ケアプランの作成対象月に関わらず、3.5倍した後3.1で除し0.5時間単位で切り捨て）は行わないこととします。

#### 2 「換算単位」の考え方

換算単位は、対象者の介護保険における訪問介護で利用可能な単位数から、当該対象者が訪問介護で利用可能な時間数を算出するために使用するものです。

換算単位は以下の通りで、時間帯や特定事業所加算※の有無にかかわらず一定とします。

換算単位		
身体介護	500	単位/h
生活援助（身体介護に引き続き）	140	単位/h
生活援助（単独）	270	単位/h
乗降介助	110	単位/回

※安定継続的に必要な体制が整備され、介護福祉士等によるサービス提供、  
 重度者対応などの点において、質の高い運営を行ったことを評価する加算。  
 （加算割合 I…20/100、II、III…10/100、IV…5/100）

### 3 変更時期

令和5年4月以降に申請を行った方より適用します。

### 4 変更による影響

期間更新の対象者について、従来より障害福祉サービスの支給量が増減する場合があります。

なお、原則として、新しい計算方法を使用することとしておりますが、支給量が減少する場合で、生活状況等から特に必要があると認められる場合に限り、従前の計算方法に基づく支給量を決定することがあります。

#### 具体例①

特定事業所加算を算定していない事業所の身体介護サービス（1回 30分）  
 を月40時間利用している方の場合

介護保険の 利用限度	身体介護 (利用限度を10,000単位と仮定)		
	単位(1hあたり)	時間	単位×時間
変更前	250×2 = 500	20	10,000
		$20 \times 35 \div 31 \approx 22.5$	—
変更後	500	20	10,000

→これまで17.5時間分を障害福祉サービスとして支給決定していたものが、  
 20時間分に増加する。

#### 身体介護サービス月40時間の内訳

変更前	障害福祉 17.5 時間	介護保険 22.5 時間
変更後	障害福祉 20 時間	介護保険 20 時間

### 具体例②

特定事業所加算を算定している事業所の身体介護サービス（1回2時間）を月40時間利用している方の場合

介護保険の利用限度	身体介護 (利用限度を10,000単位と仮定)		
	単位(1h 当たり)	時間	単位×時間
変更前	796÷2 = 398	25	9,950
		$25 \times 35 \div 31 \approx 28$	—
変更後	500	20	10,000

→これまで12時間分を障害福祉サービスとして支給決定していたものが、20時間分に増加する。

身体介護サービス月40時間の内訳	
変更前	障害福祉 12 時間   介護保険 28 時間
変更後	障害福祉 20 時間   介護保険 20 時間

### 具体例③

特定事業所加算を算定している事業所の身体介護サービス（1回30分）を月40時間利用している方の場合

介護保険の利用限度	身体介護 (利用限度を10,000単位と仮定)		
	単位(1h 当たり)	時間	単位×時間
変更前	300×2 = 600	16.5	9,900
		$16.5 \times 35 \div 31 \approx 18.5$	—
変更後	500	20	10,000

→これまで21.5時間分を障害福祉サービスとして支給決定していたものが、20時間分に減少する。

身体介護サービス月40時間の内訳	
変更前	障害福祉 21.5 時間   介護保険 18.5 時間
変更後	障害福祉 20 時間   介護保険 20 時間

(お問い合わせ先)

認定支払係

電話：052-972-2639

FAX：052-972-4149